

執行猶予中に再び性犯罪

治療理由に刑猶予

京都地裁判決

執行猶予期間中に再び性犯罪をしたとして、公然わいせつ罪に問われた京都市の30代男性被告の判決が4日、京都地裁であった。渡辺一昭裁判官は、性犯罪加害者対象の治療を受けている点などを情状の理由に挙げ、懲役4月、保護観察付き執行猶予4年（求刑懲役4月）を言い渡した。

判決によると、被告は6月、京都市内の店舗で性器を露出した。被告は2010年までに電車内でわいせつな行為をしたとして罰金

と懲役8月、執行猶予4年の判決を受けていた。渡辺裁判官は「執行猶予期間中の事件で、非難の程度は前回よりも強い」とし

た。一方、保釈後に性犯罪加害者の治療を行う専門機関で内省プログラムを受けている▽今後は認知行動療法に取り組み意向を示している▽家族が支援セミナーに参加しようとしているなどとし、「短期間の実刑より、保護観察所の指導の下で専門機関による治療を受けさせることが相当」と指摘した。

境を重視する視点を示したと言え、専門家は「単なる隔離や監視より、治療にこそ意義がある」と指摘する。法務省は性犯罪などの容疑者や受刑者の情報を関係機関で共有するデータベースの構築を進め、2016年の運用開始を目指す。警察庁では11年、複数の性犯罪前歴がある人物を対象に、本人同意を前提として警察官が定期面談する制度を始めた。大阪府は子どもへの性犯罪の前科があれば、満期出所後に住所の届け出を条例で義務付けた。

こうした監視対策が進む一方、06年から受刑者に対して性犯罪に特化した矯正教育が実施され、仮釈放者や保護観察付き執行猶予者への指導が強化されている。また、法務省は10月、松島みどり前法相の指示を受けて性犯罪の厳罰化などを議論する有識者検討会を設置した。

「隔離や監視より意義」

性犯罪は常習的な加害者への監視や刑務所内の処遇で対策が進められてきた。

今回の京都地裁判決は、加害者の社会内処遇や治療環

境を重視する視点を示したと言え、専門家は「単なる隔離や監視より、治療にこそ意義がある」と指摘する。

法務省は性犯罪などの容疑者や受刑者の情報を関係機関で共有するデータベースの構築を進め、2016年の運用開始を目指す。警察庁では11年、複数の性犯罪前歴がある人物を対象に、本人同意を前提として警察官が定期面談する制度を始めた。